

社会福祉施設における労働災害防止について

事業主 殿

厚生労働省
佐世保労働基準監督署長

第1 趣旨

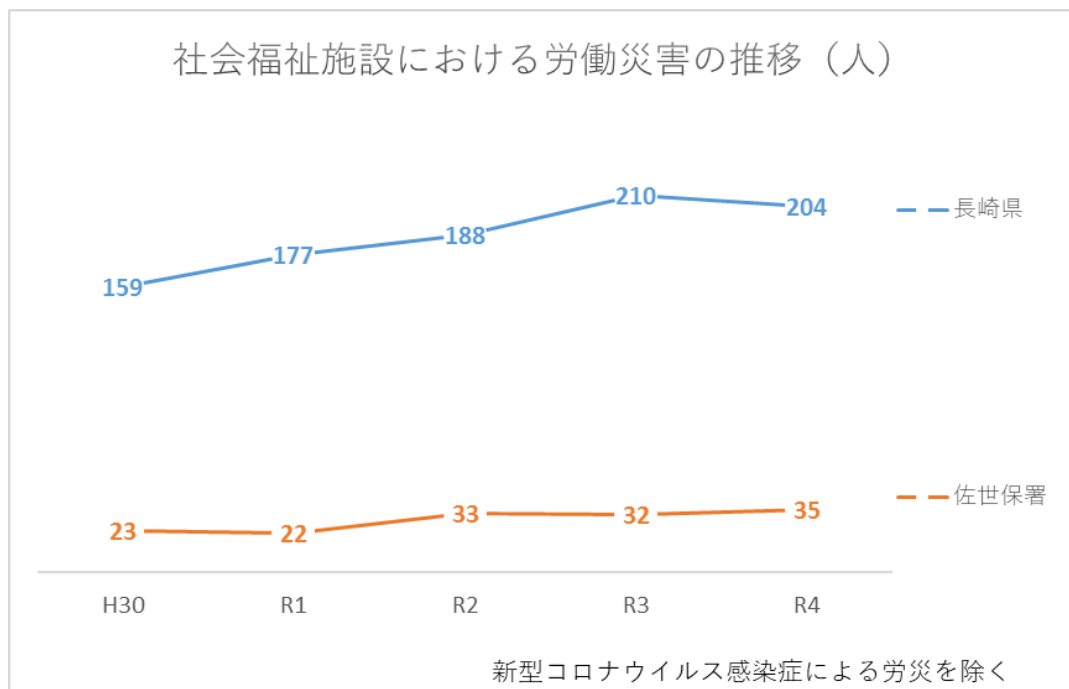
佐世保労働基準監督署管内の社会福祉施設における労働災害の発生状況につきましては、増加の一途を辿り、昨年は121人（うち、新型コロナウイルス感染症によるもの86人）の方が休業4日以上労働災害に被災し、新型コロナウイルス感染症による患者を除いても過去最も多い死傷者数となっています。一昨年と比して、58人増加（新型コロナウイルス感染症によるものを除くと3人増加）しており、労働災害の増加傾向に歯止めがかかっていない状況となっています。

労働災害発生の原因として、昨年は、腰痛などの「動作の反動や無理な動作」による労災が最も多く、次いで、滑りや躓きなど「転倒」によるものが多発しています。

つきましては、労働災害の発生に歯止めをかけ、一人一人の労働者が安心して働けるよう労働災害防止の一層の取組強化を図っていただきまようよろしくお願ひいたします。

労働災害防止の殆どが転倒や動作の反動等いわゆる「行動災害」により発生していることから当該災害防止のため下記事項にご留意いただき、安全衛生管理活動の推進を図ってください。

また、安全衛生管理活動推進の証として、アクションZERO～長崎ゼロ災運動～へご参加いただき、労使一体となった労働災害防止活動を推進いただきますよう併せてお願ひ申し上げます。



第2 事業者の実施事項

1 「転落災害」・「転倒災害」の防止

転倒災害は、濡れた床面、段差、手すりのない階段などの設備面、走るなどの不安全な行動、加齢による運動機能の低下など、複合的な原因で発生します。このため、従業員の不注意ということで片付けることなく、設備面の改善、不注意な行動の防止、日頃からの運動を含めた職場での健康増進などの取組を、以下の4点を重点に従業員の方々の参画のもとで取り組んでいただくようお願いします。

- ① 4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)
- ② 危険の見える化(転倒の危険がある場所を分かりやすく表示する)
- ③ すべりにくい靴(耐滑性の高い防滑靴)の着用
- ④ 転倒予防体操の実施

2 腰痛など動作の反動等による労働災害防止

動作の反動や無理な動作による労働災害は、利用者の移乗作業などによる腰痛、利用者の咄嗟の動きによりそれを支えようとしたときに首や腕を痛めた、バランスを崩して踏ん張ったところ足を負傷したなど人の動きが起因して発生しています。このため、正しい姿勢や危険を予測する力を身につけることが必要です。具体的な社会福祉施設(介護施設)における腰痛予防対策や労働災害防止対策は、厚生労働省サイトにおいて紹介されていますので、当該資料を基に安全巡回や職員研修の実施をしていただき、行動災害による労働災害防止に取り組んでいただきますようお願いします。

3 安全衛生管理体制

職場で安全(衛生)推進者を選任されていますでしょうか？

安全衛生管理活動を推進する上では、一定の知識や経験がある者に労働者の安全と健康を確保するため、次の安全衛生管理活動を推進していただく必要があります。

※事業場規模労働者 50 名以上の場合は、安全推進者に加え、衛生管理者及び産業医の選任が必要です。

ア 職場環境及び作業方法の改善に関すること

例：職場内の整理整頓(4S活動)の推進、床の凸凹面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車、脚立など道具の安全な使用に関するマニュアルの整備等

イ 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること

例：朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、介護作業における腰痛予防や転倒災害防止に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施等

ウ 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

例：労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び監督署への提出等

4 指さし確認の励行

ヒューマンエラー防止のため「指さし確認」による安全チェックの徹底を図ってください。

5 アクションZERO～長崎ゼロ災運動～

7月1日から12月31日までを運動期間として、毎年、ゼロ災運動を展開しています。

利用者のみならず職員の安全と健康についても配慮している事業場である証として、ぜひ、ゼロ災運動へご参加いただき、労使一体となった労働災害防止活動の推進を図ってください。

※参加方法など詳細は長崎労働局ホームページよりご覧になれます。

働き方改革に伴う法改正のお知らせ

佐世保労働基準監督署 監督課

2019年4月以降、働き方改革関連法の改正により、主に以下の内容が変更になりました。

時間外労働の上限規制

年次有給休暇の年5日付与

月60時間を超える時間外労働の割増率25%UP

このうち、[時間外労働の上限規制](#)については今年4月からの施行になっていきますので別添のリーフレットを参考にご対応をお願いします。

また、[年次有給休暇の付与](#)については来年4月に運送業に対する改正が予定されています。運送業の時間外労働の短縮には、スムーズな荷の積み下ろしといった荷主の協力が必要になりますので、別添のリーフレットを参考に福祉用品の搬入などでトラックが到着した際には荷待ち時間の短縮にご協力をお願いいたします。

ご不明な点はお気軽にお問合せください。

佐世保労働基準監督署 監督課

電話 0956-24-4161

2023年4月1日から

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50% (2010年4月から適用)
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

➤2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下

深夜・休日労働の取扱い

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を深夜（22:00～5:00）の時間帯に行わせる場合、**深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%**となります。

休日労働との関係

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

（※）法定休日労働の割増賃金率は、35%です。

代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与することができます。

就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。

「モデル就業規則」も参考にしてください。



（就業規則の記載例）

（割増賃金）

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

（1）1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。

- ① 時間外労働60時間以下・・・25%
 - ② 時間外労働60時間超・・・50%
- （以下、略）

具体的な算出方法（例）

1か月の起算日からの時間外労働時間数を累計して60時間を超えた時点から50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

算出例

> 1か月の起算日は毎月1日

> 法定休日は日曜日

> カレンダー中の青字は、時間外労働時間数

> 時間外労働の割増賃金率

60時間以下・・・25%

60時間超・・・50%

日	月	火	水	木	金	土
	1 5時間	2 5時間	3	4 2時間	5 3時間	6 5時間
7 5時間	8 2時間	9 3時間	10 5時間	11	12 5時間	13 5時間
14	15 3時間	16 2時間	17	18 3時間	19 3時間	20 3時間
21	22 3時間	23 3時間	24 2時間	25 1時間	26 2時間	27 1時間
28 3時間	29 1時間	30 1時間	31 2時間			

↑
法定休日労働

↑
月60時間を超える時間外労働

割増賃金率

◆ 時間外労働（60時間以下）

カレンダー白色部分 = 25%

◆ 時間外労働（60時間超）

カレンダー緑色部分 = 50%

◆ 法定休日労働

カレンダー赤色部分 = 35%

働き方改革推進支援助成金の活用方法（例）

「働き方改革推進支援助成金」は、働き方改革に取り組む中小企業事業主に、環境整備に必要な費用の一部を国が助成する制度です。

[活用例]

労務管理の報告業務が非効率な状況で、時間外労働時間が月60時間を超える労働者が複数名存在した

● 勤怠管理システムを導入
各自の労働時間を把握し、
業務を平準化

● 就業規則に月60時間超の
割増賃金率の規定を改正

取り組みの結果、時間外労働時間が月60時間を超える者がいなくなった

勤怠管理システム導入費用
と就業規則の改正費用に、
働き方改革推進支援助成金
を活用



助成率 75%

一定の要件を満たした場合 80%

上限額 最大250万円

事業場内賃金の引き上げ等の
一定の要件を満たした場合
最大490万円

助成金のご案内

働き方改革推進支援助成金	生産性を向上させ、労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業主に 対して、その実施に要した費用の一部を助成	
業務改善助成金	生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定 以上引き上げた場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を 助成	

相談窓口のご案内

労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などの法令に関する知識や 労務管理体制についてのご相談に、窓口・電話で対応・支援して います。 また、ご希望があれば、個別訪問での相談・支援も行っています。	
都道府県労働局 ・パートタイム労働者、有期雇用労働者関係 ：雇用環境・均等部(室) ・派遣労働者関係：需給調整事業部(課・室)	正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働 者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。	
働き方改革推進支援センター	働き方改革関連法に関する相談、労働時間管理のノウハウや賃金制度 等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、 社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。	
産業保健総合支援センター	医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、 産業保健の専門家が相談に応じます。	
よろず支援拠点	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題につい て、専門家が無料で相談に応じます。	
ハローワーク	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会な どを実施しています。	
医療勤務環境改善支援センター	医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応 じて、総合的なサポートをします。 ▶ 「いきサポ」で検索	

令和
6年4月～
施行



トラック運転者の

事業者の知れず
なっていますか？

改善基準告示が 改正されます！

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます



1年の拘束時間

改正前(年換算)

3,516時間

改正後

原則: 3,300時間

最大: 3,400時間

1か月の拘束時間

改正前(月換算)

原則: 293時間

最大: 320時間

改正後

原則: 284時間

最大: 310時間

1日の休息期間

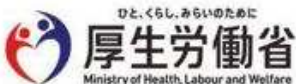
改正前

継続8時間

改正後

継続11時間を
基本とし、継続9時間

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます



厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp>

● 詳しい情報や相談窓口はこちら

厚労省 改善基準告示

検索



詳しくは
裏面へ



トラック運転者の 「改善基準告示」が改正されます。



令和6年4月より施行予定です。

1年・1か月の拘束時間	1年：3,300時間以内 1か月：284時間以内	【例外】労使協定により、次のとおり延長可(①②を満たす必要あり) 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内(年6か月まで) ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	13時間以内(上限15時間、14時間超は週2回までが目安)	【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 ^(※1) 、16時間まで延長可(週2回まで) ※1：1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない	【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 ^(※1) 、継続8時間以上(週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える
運転時間	2日平均1日：9時間以内 2週平均1週：44時間以内	
連続運転時間	4時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える(1回概ね連続10分以上、合計30分以上) 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない	【例外】SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可
予期し得ない事象	予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる ^(※2、3) 勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える ※2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ● 運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ● 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ● 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ● 異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。	
特例	分割休息(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合) <ul style="list-style-type: none"> ● 分割休息は1回3時間以上 ● 休息期間の合計は、2分割：10時間以上、3分割：12時間以上 ● 3分割が連続しないよう努める ● 一定期間(1か月程度)における全勤務回数^(※)の2分の1が限度 	
	2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合) 身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可 【例外】設備(車両内ベッド)が※4の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可 <ul style="list-style-type: none"> ● 拘束時間を24時間まで延長可(ただし、運行終了後、継続11時間の休息期間を与えることが必要) ● さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可 ※4：車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること	
	隔日勤務(業務の必要上やむを得ない場合) 2暦日の拘束時間は21時間、休息期間は20時間 【例外】仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2暦日の拘束時間を24時間まで延長可(2週間に3回まで) 2週間の拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができない	
	フェリー <ul style="list-style-type: none"> ● フェリー乗船時間は、原則として休息期間(減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない) ● フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される 	
休日労働	休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない	

(注1)改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。
 (注2)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示のほか、関連通知(令和4年基発1223第3号)の内容を含めて作成したもので、令和6年4月1日から適用される。

荷主・元請運送事業者の皆さまへ



STOP! 長時間の荷待ち

- 長時間の恒常的な荷待ちは、
自動車運転者の長時間労働の要因
となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも
長時間の荷待ちの改善に向けて
ご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、
ぜひ**前向きに検討をお願いします。**



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

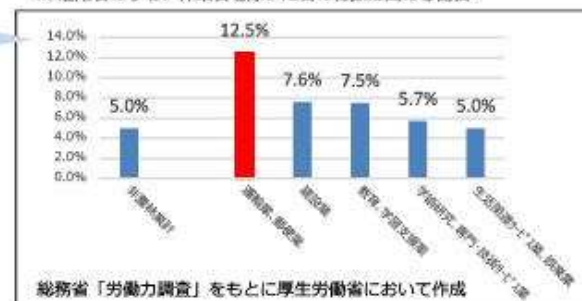
道路貨物運送業の実態

⚠️ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

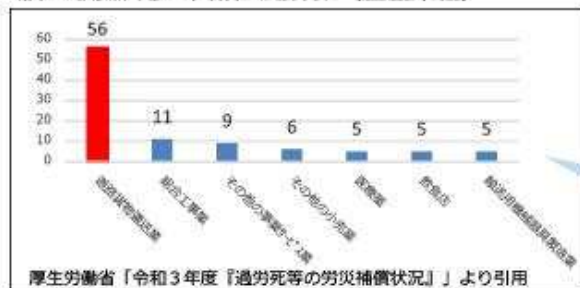
道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあります

月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合※（上位業種）

※ 雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合



脳・心臓疾患の支給決定件数（上位業種）



過労死等の労災支給決定件数も最も多い業種です

このような状況もあって、改善基準告示※が定められており道路貨物運送業はこれを遵守しなければなりません

※自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）
トラック運転者の拘束時間などを定めたもの。



しかし、長時間労働の要因には昔からの取引慣行など事業主の努力だけでは見直しが困難なものもあります

社会インフラである「物流」の現状

⚠️ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難



国民生活や経済活動に不可欠な社会インフラである「物流」

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより危機的状況との指摘もあります



国土交通省による「働きかけ」等における違反原因行為の割合（R4.11.30時点）



国土交通省は違反原因行為※が疑われる荷主に「働きかけ」等を行っています

※ 貨物自動車運送事業法等の違反の原因となるおそれのある行為

「働きかけ」の中で荷主都合による長時間の荷待ちが約半数を占めています

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

1 長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、
長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。

取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」
(厚生労働省・国土交通省・公益社団法人
全日本トラック協会 (2019/08))

改善した現場の声



荷待ち車両がいなくなって、
敷地が有効活用できるようになり、
近隣住民の方からの苦情も
なくなりました。

構内のリフトマンや
荷受け作業員の作業の平準化
につながりました。おかげで、
ミスも減りました。



荷待ち時間解消のため
出荷順に合わせた荷置きを行ったら
ピッキング作業などが減り、自社の
積込み時間が削減できました。

注文からお届けまでの
期間に余裕を持たせることで、
安定した物流サービス
を受けることができますね。



2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、
トラック運転者が告示を守れる着時刻などを設定しましょう。
また、改善基準告示に違反して安全な運転を確保できない
ような発注を行うことはやめましょう。



改善基準告示の内容は、最寄りの労働基準監督署や
裏面の労働時間管理適正化指導員へお問い合わせください。

3 事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう

トラック運転者に事前通知なく荷役作業を行わせてはいけません。
労働災害防止のため、トラック運転者に荷役作業をお願いする
場合でも、事前によく相談して決めましょう。



「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

「荷主」って誰のこと？



いえいえ。
荷主というのは、
荷物の出し手である**発荷主**だけではなく、
荷物の受け取り手である**着荷主**も該当します。
また、**会社の規模**なども関係ありません。
皆さんの行動も、トラックドライバーの方の長時間労働の削減のためにとっても大切です。

お問い合わせ

荷待ち時間の見直しに当たっては、都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		

アクションZERO 7月からスタート!



長崎ゼロ災運動

ZERO 第9弾!



今年度から申請・結果報告は、「メール(エクセル)」送信でお願いにゃん



目標

事業場トップ等による「安全衛生宣言」により職場の危険ゼロ及び労働者の健康確保を目指した取組を行い、労働災害ゼロを目標とします。

申込期間

令和5年5月20日～令和5年10月31日

(原則、局HPのエクセル様式よりメールにてお申し込みください。)

※建設現場は、工事開始の時点で随時受付をします。

※運動期間中の途中参加の場合でも、達成証の交付は、運動期間の全期間(6ヵ月間)無災害であることが条件です。

運動期間

令和5年7月1日～令和5年12月31日までの6ヵ月間

(「結果報告書」を令和6年1月20日までにメールにて報告願います。)

※参加事業場は、運動期間中の結果報告の提出が必要となります。

達成証の交付

運動期間中(6ヵ月間の労働災害ゼロ)の災害目標及び独自目標を達成した参加事業場には、「無災害達成証」を交付します。



長崎労働局 アクションZERO

検索

主催:長崎労働局 各労働基準監督署

『長崎ゼロ災運動』 参加申請

『長崎ゼロ災運動』に参加される事業場の方は、下記フォームへのご入力をお願いいたします。

事業場の名称	事業場名 <input type="text"/> ※達成証の名称となりますので、正式名称をお願いします。														
事業場の所在地（郵便番号）	<input type="text"/>														
事業場の所在地（住所）	<input type="text"/> (入力例) 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル6階														
代表者職氏名	<input type="text"/> (入力例) 代表取締役 安全 太郎														
担当者職氏名	<input type="text"/> (入力例) 総務課長 安全 次郎														
担当者連絡先（携帯可）	連絡先（携帯可） <input type="text"/> メールアドレス <input type="text"/> ※必須ではありませんが、今後運動に関する情報提供を行う場合があります。														
参加事業場名称の長崎労働局ホームページへの掲載の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否 ※どちらかを選択してください。														
管轄労働基準監督署	<input type="text"/> 労働基準監督署 <table border="1"> <thead> <tr> <th>監督署名</th> <th>管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎監督署</td> <td>長崎市、五島市、西海市、西彼杵郡、南松浦郡</td> </tr> <tr> <td>佐世保監督署</td> <td>佐世保市（江迎町、鹿町を除く）、川棚町、波佐見町、小値賀町</td> </tr> <tr> <td>江迎監督署</td> <td>江迎町、鹿町町、平戸市、松浦市、佐々町</td> </tr> <tr> <td>島原監督署</td> <td>島原市、雲仙市、南島原市</td> </tr> <tr> <td>諫早監督署</td> <td>諫早市、大村市、東彼杵町</td> </tr> <tr> <td>対馬監督署</td> <td>対馬市、壱岐市</td> </tr> </tbody> </table>	監督署名	管轄区域	長崎監督署	長崎市、五島市、西海市、西彼杵郡、南松浦郡	佐世保監督署	佐世保市（江迎町、鹿町を除く）、川棚町、波佐見町、小値賀町	江迎監督署	江迎町、鹿町町、平戸市、松浦市、佐々町	島原監督署	島原市、雲仙市、南島原市	諫早監督署	諫早市、大村市、東彼杵町	対馬監督署	対馬市、壱岐市
監督署名	管轄区域														
長崎監督署	長崎市、五島市、西海市、西彼杵郡、南松浦郡														
佐世保監督署	佐世保市（江迎町、鹿町を除く）、川棚町、波佐見町、小値賀町														
江迎監督署	江迎町、鹿町町、平戸市、松浦市、佐々町														
島原監督署	島原市、雲仙市、南島原市														
諫早監督署	諫早市、大村市、東彼杵町														
対馬監督署	対馬市、壱岐市														
業種	<input type="text"/> ※いずれかを選択してください。その他の業種の場合は、業種を記入してください。														
達成証を郵送する場合の郵便番号、住所、事業場名称	郵便番号 <input type="text"/> 住所 <input type="text"/> 事業場名称 <input type="text"/> ※ 申請事業場と送付先が同一でも入力下さい。														
独自目標の内容 (例①不休災害ゼロ、②転倒災害ゼロ、③運動期間中の安全衛生計画100%実施など)	独自目標 <input type="text"/> 宣言者職氏名 <input type="text"/> (入力例) 代表取締役 安全太郎、工場長 衛生花子														
目標達成のための実施事項	<input type="checkbox"/> 実施計画表の作成 <input type="checkbox"/> ホームページへ掲載 <input type="checkbox"/> 安全衛生パトロールの実施 <input type="checkbox"/> 安全提案や安全衛生表彰の実施 <input type="checkbox"/> ハザードマップの作成やステッカー等「見える化」の推進 <input type="checkbox"/> その他 <input type="text"/>														

【申込先】長崎労働局労働基準部健康安全課あて

【TEL】095-801-0032

【受付Eメール】 kenkouanzenka-nagasakiyoku@mhlw.go.jp

※Eメールについてはアドレスをご確認の上、お間違えの無いようお願いいたします

結果イメージ

局HPより様式(エクセル)をダウンロードし、メールで報告ください。

『長崎ゼロ災宣言運動』

『長崎ゼロ災運動』に参加された事業場の方は、下記フォームへ結果のご入力をお願いいたします。
(結果報告期間 翌年1月1日～1月20日)

1 事業場情報

事業場名称	事業場名 <input type="text"/> ※達成証の名称となりますので、正式名称をお願いします。
-------	--

2 運動期間中の労働災害発生状況

死亡	<input type="text"/> 件
休業4日以上	<input type="text"/> 件
休業1～3日	<input type="text"/> 件
合計	<input type="text"/> 件
障害を伴う災害 ※どちらかを選択してください。	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

※ 注意事項

- (1) 災害件数には、派遣労働者の労働災害、業務上の交通事故も含めてください(通勤災害は除く)。
- (2) 全ての項目に入力をお願いします。

3 運動期間中の実施事項

独自目標 ※無災害でも独自目標が達成できなかった場合は「無災害達成証」は交付されません	<input type="checkbox"/> 達成できた <input type="checkbox"/> 達成できなかった
目標達成のための実施事項 ※複数回答可	<input type="checkbox"/> 実施計画表の作成 <input type="checkbox"/> ホームページへ掲載 <input type="checkbox"/> 安全衛生パトロールの実施 <input type="checkbox"/> 安全提案や安全衛生表彰の実施 <input type="checkbox"/> ハザードマップの作成やステッカー等「見える化」の推進 <input type="checkbox"/> その他()

4 公表の可否

長崎労働局HPの事業場名公表	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
----------------	---

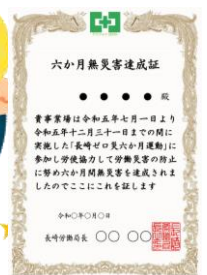
結果報告と併せてアンケート(任意)もありますのでご協力宜しくお願いします。



長崎ゼロ災運動 イメージ



無災害達成
+
独自目標達成



長崎県下における災害発生状況

13次防と14次防の労働災害発生状況（全産業）



目標

事業場トップ等による「安全衛生宣言」により職場の危険ゼロ及び労働者の健康確保を目指した取組を行い、6か月間の労働災害ゼロを目標とします。

ただし、**建設現場**等短期事業場については、県内での工事において、期間中1月以上の工期がある事業場とします。

また、全体目標【労働災害ゼロ】に加え参加事業場独自の【ゼロ目標又は100%目標】を掲げることとします。

※事業場独自目標は、安全衛生に関する目標とし、運動期間中に達成できるものとしてください。

(例) ・赤チン災害も起こさない「不休災害ゼロ！」

・業務中、通勤中も含めて「交通事故ゼロ！」

・事業の種類に応じた目標として「腰痛災害ゼロ!」、「転倒災害ゼロ!」など



注意事項

① ここで言う「労働災害」には、障害のない不休災害及び通勤災害を含みません。また、製造業及び建設業の事業場で同一構内、工事現場内において関係請負人の労働者も作業を行っている場合は、当該労働者の労働災害もゼロにする必要があります。

② 「六か月無災害達成証」交付後に結果報告書と異なる事実(労働災害の発生及び独自目標の未達成等)が判明した場合には、認定を取り消し、同達成証を返還していただきます。

また、目標を達成した場合でも参加事業場において労働行政に係る重大な法律違反の事実及び労使間のトラブル等の問題により認定することが社会通念上ふさわしくないと長崎労働局長が認めるときには、達成証の交付を行わない場合があります。

賛同団体: (一社)長崎県労働基準協会、建設業労働災害防止協会长崎県支部、(一社)長崎県ビルメンテナンス協会、(一社)長崎県警備業協会、全国造船安全衛生対策推進本部長崎支部、(公社)建設荷役車両安全技術協会长崎県支部